

栃木県労働基準協会連合会

令和5年3月1日

第64号

発行

(一社)栃木県労働基準協会連合会

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp

http://www.tochikiren.or.jp

発行人

専務理事 堀澤俊孝

印刷 鈴木印刷株式会社

令和5年度・技能講習等の計画表（保存版）を掲載しました。

ご予約は、お電話でお早めにお願ひ致します。（電話 028-678-2771、平日 9時から 17時まで受付）

とちぎ労基連トピックス①

「職場における化学物質管理に係る法令と企業の対応に関する研修会」が開催されました！



2月9日（木）、栃木男女共同参画センターパルティにおいて、栃木労働局と当連合会の共催により、（独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理センター長の城内 博氏を講師にお迎えし、『化学物質管理の大転換—法令順守型から自律的な管理へ—』と題して、昨年5月に大幅な改正が行われました化学物質管理関係の改正政省令について、その背景、改正内容、企業の対応について約2時間半にわたって講演頂きました。

参加者は事前申し込み制としておりましたが、当日会場には、定員を超える180名弱の関係者が来場し、受付は超満員の状態になりました。城内氏の講演は昨夏来全国各地でこれまで約40回開催されておりますが、どの会場も満員の状態で、今回の法改正への企業の関心の高さが窺えるところとなっています。

講演の内容は、化学物質管理の世界と日本の歴史的な流れからはじまり、化学物質による障害事例の紹介のあと、現在の国際基準の説明、日本の法令順守型管理の問題点と今回の法改正の背景と狙いが、厚労省検討会座長としての経験談を交えて解説されました。講演会後半では、今回の改正政省令の説明に入り、リスクアセスメント対象物質の拡大とリスクアセスメントの強化、自律的管理体制確立のため新たに「化学物質管理者」や「保護具着用管理責任者」の選任が義務化されることなど、改正条文について趣旨を含めて解説し、最後に企業の今後の対応のポイントについてわかりやすくアドバイス頂きました。

講演終了後は、質疑応答の時間が設けられ、参加者と一問一答が行われるなど、盛会のうちに講演会は閉会となりました。

職場における

労働者が安全に働くために

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

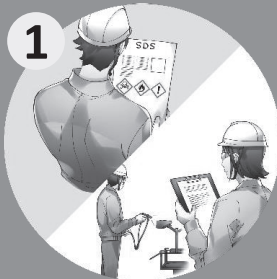
4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1・・・国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加
 ※2・・・厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象
 ※3・・・皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



SDS及び作業現場の確認

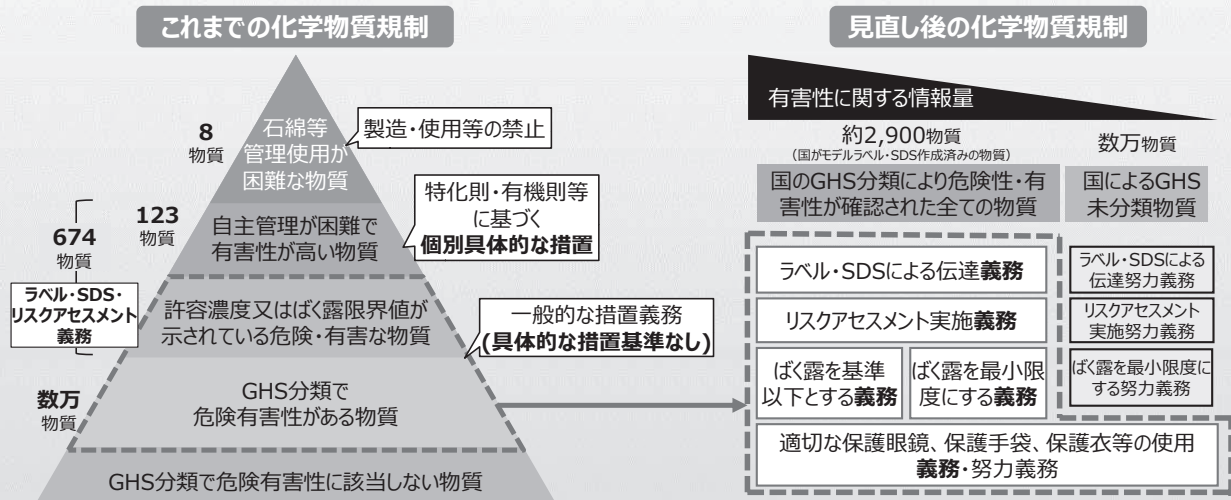


リスクアセスメントの実施

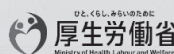


リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。



厚生労働省 ・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、
施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質管理体系の見直し	安衛令別表第9	ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならぬ化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」と拡大することを知っていますか？		③ ※令和7年以降も順次追加
	安衛則第577条の2 第577条の3	リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるように措置を講じていますか？		②
			濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？		③
			措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年）		②、③
			リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？		②
	安衛則第594条の2 第594条の3	皮膚等障害化学物質等への直接接​​触の防止	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？		③
			上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く）		②
	安衛則第22条	衛生委員会の付議事項	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？		②、③
安衛則第97条の2	がん等の把握強化	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？ 医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？		②	
安衛則第34条の2の8	リスクアセスメント結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）		②	
安衛則第34条の2の10	労働災害発生事業場等への指示	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？		③	
安衛則第577条の2第3項から第5項、 第8項、第9項	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		③	
		濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		③	
実施体制の確立	安衛則第12条の5	化学物質管理者	化学物質管理者を選任していますか？		③
	安衛則第12条の6	保護具着用管理責任者	（労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？		③
	安衛則第35条	雇入れ時教育	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？		③
情報伝達の強化	安衛則第24条の15第1項・第3項、 第34条の2の3	SDS通知方法の柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？		①
	安衛則第24条の15第2項・第3項、 第34条の2の5第2項・第3項	「人体に及ぼす作用」の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？		②
	安衛則第24条の15第1項、 第34条の2の4、 第34条の2の6	SDS通知事項の追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？ SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？ ※含有量が幅があるものは、濃度範囲による表記も可。		③
	安衛則第33条の2	別容器等での保管	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？		②
その他	特化則、有機則、鉛則、 粉じん則	個別規則の適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか？		②
	特化則、有機則、鉛則、 粉じん則	作業環境測定結果が第3管理区分の事業場	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？ 措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？		③
	特化則、有機則、鉛則、 四アルキル則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？		②

(注) 施行期日の①～③は以下に対応。
規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。
①2022年（令和4年）5月31日（施行済）
②2023年（令和5年）4月1日
③2024年（令和6年）4月1日

詳細はこちら

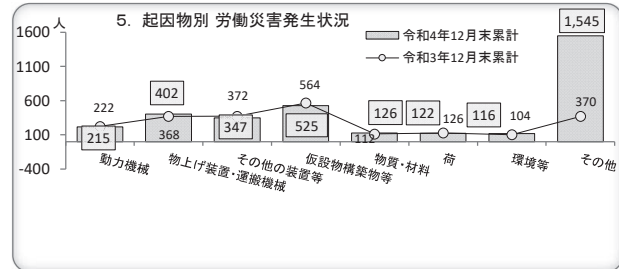
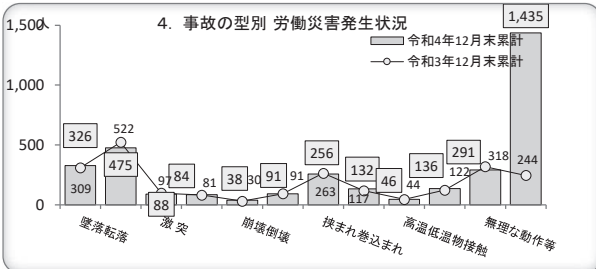
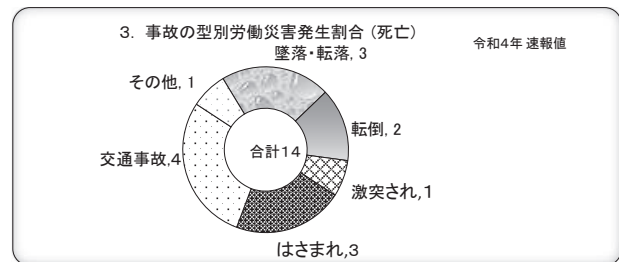
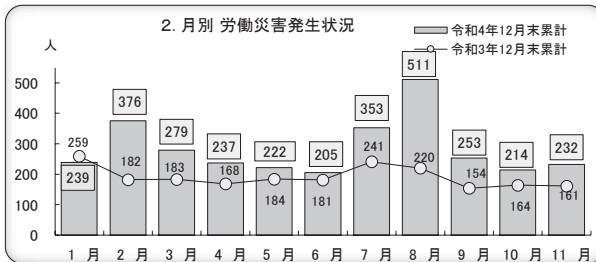
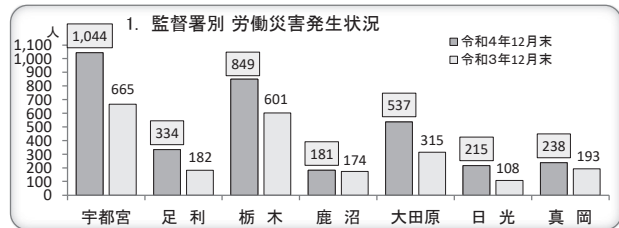


R4.8

栃木労働局からのお知らせ①（健康安全課） 労働災害発生状況（令和4年）

（令和4年暫定値（令和5年1月末現在））

区分	令和3年		令和4年		増減数	増減率（%）
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数		
全産業	2,238	17	3,398	14	+1,160	+51.8
製造業	594	3	614	2	+20	+3.4
建設業	214	6	252	6	+38	+17.8
道路貨物運送業	265	4	260	4	-5	-1.9
陸上貨物取扱業						
林業	15		26		+11	+73.3
第三次産業	1,069	2	2,177	2	+1,108	+103.6



栃木労働局からのお知らせ②（賃金室）

賃金引き上げ特設ページを開設しました！

賃金引き上げ特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい！

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

栃木労働局からのお知らせ③（賃金室）

家内労働委託状況届の提出は4月30日まで

家内労働法第26条、同法施行規則第23条により、家内労働者（内職者）へ業務を委託した場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の委託状況について、4月30日までに労働基準監督署を経由して栃木労働局に「委託状況届」を提出することが定められております。

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（電話：028-634-9109）、または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

また、栃木労働局のホームページもご活用ください。

とちぎ労基連トピックス③

2022年度各種技能講習等実施計画表(3月)

(一社) 栃木県労働基準協会連合会

実施月日	講習科目等	会場	受付開始	締切	
3	6(月)～8(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑧	建設産業会館	1/6(金)	2/20(月)
	13(月)～14(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑬	〃	1/13(金)	2/27(月)
	22(水)～23(木)	安全衛生推進者講習⑤(一般③)	〃	1/20(金)	3/8(水)
	27(月)～28(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑫	〃	1/27(金)	3/13(月)

URL【<http://www.tochikiren.or.jp>】

(一社) 栃木県労働基準協会連合会(平日9:00～17:00 土日祝は休業)

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp

とちぎ労基連トピックス④

令和4年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」受賞おめでとうございます。

令和4年度の「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」受賞者が去る12月23日発表され、当県からは次の方々を受賞されました。(建設業関係を除く)

御氏名(敬称略)	所属事業場
遠藤 幸江	株式会社 ミットヨ測器工場(宇都宮市)
長屋 和則	日本ピストンリング株式会社栃木工場(野木町)
生井 秀文	東洋紡株式会社宇都宮工場(宇都宮市)

この制度は高い安全意識を持って適切な安全指導を実践してきた優秀な職長を顕彰することにより、その事業場や地域における安全活動の活性化を図ることを目的に、平成10年度から始まり、今回で25回目となるもので、今年度は全国で114名の方々を受賞されました。

受賞者の皆様、まことにおめでとうございました。

「職長」とは、事業場で、部下の作業員等を直接指揮監督し、作業の安全確保・遂行に責任を持ち、第一線において「安全」を実現する監督者のこと。班長、作業長などとも呼ばれ、「安全のキーパーソン」と言われている。

とちぎ労基連トピックス⑤

栃木労働局からの要請事項等(前回掲載以降)

- ① 令和4年12月15日 栃木労働局長
(趣旨) 栃木県特定最低賃金の周知広報について(再依頼)
- ② 令和4年12月27日 栃木労働局労働基準部賃金室長
(趣旨) 家内労働委託状況届の提出に係る広報誌への掲載依頼について(周知)
- ③ 令和5年1月4日 栃木労働局労働基準部長
(趣旨) 保護具着用管理責任者に対する教育の実施について(協力依頼)
- ④ 令和5年1月25日 栃木労働局長
(趣旨) 労働安全衛生法施行令の一部を改正する省令及び「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令」の施行について(健康管理手帳交付対象業務に三・三「一ジクロロー四・四」一ジアミノジフェニルメタンを追加)(周知)
- ⑤ 令和5年1月25日 栃木労働局長
(趣旨) 労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令について(周知)
- ⑥ 令和5年2月1日 栃木労働局長
(趣旨) 労働安全衛生関係法令の規定に基づき選任等が求められる選任要件等における高等学校卒業程度認定審査合格者の取り扱いについて(周知)

2023年度各種技能講習等実施計画表

実施月日	講習科目等	会場	受付開始	締切	
4	6(木)～7(金)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習①	建設産業会館	2/6(月)	3/23(木)
	10(月)～12(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習①	〃	2/10(金)	3/27(月)
	20(木)～21(金)	中防災KYTトレーナー研修①	〃	中 災 防	中 災 防
	21(金)	マスクフィットテスト実施者養成研修①	〃	2/24(金)	4/7(金)
	24(月)～25(火)	安全管理者選任時研修①	護国会館	2/24(金)	4/10(月)
5	8(月)～9(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習②	建設産業会館	3/8(水)	4/24(月)
	15(月)～16(火)	有機溶剤作業主任者技能講習①	〃	3/15(水)	5/1(月)
	24(水)	化学物質管理者講習(化学物質製造事業場以外)①	〃	4/3(月)	5/10(水)
	25(木)～26(金)	安全衛生推進者講習①(一般①)	〃	3/27(月)	5/11(木)
6	1(木)～2(金)	プレス機械作業主任者技能講習①	〃	4/3(月)	5/19(金)
	5(月)～6(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習③	〃	4/5(水)	5/22(月)
	12(月)～14(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習②	〃	4/12(水)	5/29(月)
	15(木)～16(金)	有機溶剤作業主任者技能講習②	〃	4/14(金)	6/1(木)
	21(水)	マスクフィットテスト実施者養成研修②	〃	4/19(水)	6/7(水)
	28(水)～30(金)	外国人技能実習制度管理者等養成研修	〃	全 基 連	全 基 連
7	3(月)～4(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習④	〃	5/8(月)	6/20(火)
	10(月)～11(火)	有機溶剤作業主任者技能講習③	〃	5/10(水)	6/26(月)
	13(木)	保護具着用管理責任者教育①	護国会館	5/12(金)	6/29(木)
	18(火)～20(木)	第一種衛生管理者試験準備講習①	建設産業会館	5/18(木)	7/4(火)
	24(月)～25(火)	安全衛生推進者等養成講習②(市町職員①)	栃木県自治会館	5/24(水)	7/10(月)
	26(水)	化学物質管理者講習(化学物質製造事業場以外)②	建設産業会館	5/26(金)	7/12(水)
	27(木)～28(金)	乾燥設備作業主任者技能講習①	〃	5/26(金)	7/13(木)
8	31(月)～2(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習③	〃	5/31(水)	7/18(火)
	3(木)～4(金)	安全衛生推進者等養成講習③(市町職員②)	栃木県自治会館	6/2(金)	7/20(木)
	7(月)～8(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑤	建設産業会館	6/7(水)	7/24(月)
	17(木)～18(金)	第二種衛生管理者試験準備講習	〃	6/16(金)	8/3(木)
	24(木)～25(金)	有機溶剤作業主任者技能講習④	〃	6/23(金)	8/9(水)
	28(月)～30(水)	第一種衛生管理者試験準備講習②	〃	6/28(水)	8/17(木)
9	1(金)	衛生推進者養成講習	〃	7/3(月)	8/18(金)
	4(月)～6(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習④	〃	7/4(火)	8/21(月)
	13(水)	化学物質管理者講習(化学物質製造事業場以外)③	〃	7/13(木)	9/1(金)
	20(水)～21(木)	有機溶剤作業主任者技能講習⑤	〃	7/20(木)	9/6(水)
	22(金)	第一種衛生管理者・模擬試験	〃	7/21(金)	9/14(木)
	25(月)～26(火)	安全衛生推進者講習④(一般②)	〃	7/25(火)	9/11(月)
10	5(木)～6(金)	乾燥設備作業主任者技能講習②	〃	8/4(金)	9/21(木)
	10(火)～11(水)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑥	〃	8/10(木)	9/26(火)
	16(月)	保護具着用管理責任者教育②	護国会館	8/17(木)	10/2(月)
	23(月)～25(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑤	建設産業会館	8/23(水)	10/10(火)
	26(木)～27(金)	有機溶剤作業主任者技能講習⑥	〃	8/25(金)	10/12(木)

実施月日	講習科目等	会場	受付開始	締切	
11	1(水)～2(木)	栃木 KYT トレーナー研修②(中災防主催)	建設産業会館	中災防	中災防
	6(月)～8(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑥	〃	9/6(水)	10/23(月)
	9(木)～10(金)	プレス機械作業主任者技能講習②	〃	9/8(金)	10/26(木)
	未定	出張特別試験(関東安全衛生技術センター主催)	未定	別途	別途
	20(月)～21(火)	安全管理者選任時研修②	護国会館	9/20(水)	11/6(月)
	29(水)～30(木)	有機溶剤作業主任者技能講習⑦	建設産業会館	9/29(金)	11/15(水)
12	4(月)～6(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑦	〃	10/4(水)	11/20(月)
	11(月)～12(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑦	〃	10/11(水)	11/27(月)
	18(月)～19(火)	衛生管理者能力向上教育	護国会館	10/18(水)	12/4(月)
	20(水)～21(木)	有機溶剤作業主任者技能講習⑧	建設産業会館	10/20(金)	12/6(水)
	25(月)	化学物質管理者講習(化学物質製造事業場以外)④	〃	10/25(水)	12/11(月)
1	9(火)～10(水)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑧	〃	11/9(木)	12/25(月)
	15(月)～16(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑨	〃	11/15(水)	1/5(金)
	19(金)	保護具着用管理責任者教育③	護国会館	11/20(月)	1/5(金)
	25(木)～26(金)	鉛作業主任者講習	建設産業会館	11/24(金)	1/11(木)
	29(月)～31(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑧	〃	11/29(水)	1/15(月)
2	5(月)～6(火)	乾燥設備作業主任者技能講習③	〃	12/5(火)	1/22(月)
	7(水)	化学物質管理者講習(化学物質製造事業場以外)⑤	〃	12/7(木)	1/24(水)
	13(火)～14(水)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑨	〃	12/13(水)	1/30(火)
	21(水)～22(木)	安全管理者選任時研修③	護国会館	12/21(木)	2/7(水)
	28(水)～29(木)	有機溶剤作業主任者技能講習⑩	建設産業会館	12/25(月)	2/14(水)
3	4(月)～6(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑨	〃	1/9(火)	2/19(月)
	11(月)～12(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑩	〃	1/11(木)	2/26(月)
	21(木)～22(金)	安全衛生推進者講習⑤(一般③)	〃	1/22(月)	3/7(木)
	27(水)～28(木)	有機溶剤作業主任者技能講習⑪	〃	1/29(月)	3/13(水)

受講申込案内

◆申込方法・申込用紙につきましては当連合会のホームページに詳細・書式がございますので、最新のものをごダウンロードしてご利用下さい。

※インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせ下さい。

URL【<http://www.tochikiren.or.jp>】

(一社) 栃木県労働基準協会連合会(平日9:00～17:00 土日祝は休業)

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp

講習種類別(次回更新: いずれも2024年3月30日)	登録番号
プレス機械作業主任者技能講習	第62号
乾燥設備作業主任者技能講習	第64号
鉛作業主任者講習	第65号
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	第66号
有機溶剤作業主任者技能講習	第71号
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	第85号
安全衛生推進者・衛生推進者養成講習	第189号

とちぎ労基連トピックス⑦
各種講習料一覧表

2023年 4月～

	講習料(税抜)		税(10%)	小計	テキスト本体価格	税(10%)		小計	合計
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 技能講習	実技免除 無	¥16,500	¥1,650	¥18,150	¥2,100	¥210	¥2,310	¥20,460	
	実技免除 有	¥14,500	¥1,450	¥15,950	¥2,100	¥210	¥2,310	¥18,260	
有機溶剤作業主任者 技能講習		¥11,000	¥1,100	¥12,100	¥1,800	¥180	¥1,980	¥14,080	
特定化学物質及び 四アルキル鉛等 作業主任者技能講習		¥11,000	¥1,100	¥12,100	¥1,800	¥180	¥1,980	¥14,080	
プレス機械作業主任者 技能講習		¥11,000	¥1,100	¥12,100	¥1,400	¥140	¥1,540	¥13,640	
乾燥設備作業主任者 技能講習		¥11,000	¥1,100	¥12,100	¥2,200	¥220	¥2,420	¥14,520	
鉛作業主任者 技能講習		¥11,000	¥1,100	¥12,100	¥1,700	¥170	¥1,870	¥13,970	
安全衛生推進者等 養成講習		¥12,500	¥1,250	¥13,750	¥1,300	¥130	¥1,430	¥15,180	
衛生推進者養成講習		¥9,000	¥900	¥9,900	¥1,000	¥100	¥1,100	¥11,000	
安全管理者選任時 研修		¥14,000	¥1,400	¥15,400	¥1,500	¥150	¥1,650	¥17,050	
第一種衛生管理者 試験準備講習		¥20,000	¥2,000	¥22,000		¥6,400	¥640	¥7,040	¥29,040
	(内訳)				上	¥2,100	¥210	¥2,310	
	下				¥2,100	¥210	¥2,310		
	問	¥2,200	¥220	¥2,420					
第二種衛生管理者 試験準備講習		¥14,000	¥1,400	¥15,400		¥4,400	¥440	¥4,840	¥20,240
	(内訳)				上	¥1,600	¥160	¥1,760	
	下				¥1,200	¥120	¥1,320		
	問	¥1,600	¥160	¥1,760					
衛生管理者試験 受験直前 模擬試験講習	準備講習 未受講	¥7,000	¥700	¥7,700	¥6,400	¥640	¥7,040	¥14,740	
	準備講習 受講	¥6,000	¥600	¥6,600				¥6,600	
安全管理者 能力向上教育		¥9,000	¥900	¥9,900	¥2,000	¥200	¥2,200	¥12,100	
衛生管理者 能力向上教育		¥11,000	¥1,100	¥12,100	¥2,500	¥250	¥2,750	¥14,850	
化学物質管理者講習		¥13,000	¥1,300	¥14,300	未 定			未 定	
保護具着用管理 責任者教育		¥11,000	¥1,100	¥12,100	未 定			未 定	
マスクフィットテスト 実施者養成研修		¥26,000	¥2,600	¥28,600	¥1,000	¥100	¥1,100	¥29,700	

～リスクアセスメント対象物質の製造事業場以外の事業場対象～

令和6年4月から、リスクアセスメント対象化学物質を製造し、又は取り扱う事業場については、化学物質管理者(安衛則第12条の5)を選任し、化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理等、化学物質管理に係る技術的事項を管理させることが義務化されます。

今回の改正では、この「化学物質管理者」となる要件として、リスクアセスメント対象化学物質の製造事業場では「大臣告示」により、また取り扱い事業場では「行政通達」により、それぞれ所要の科目、時間数による講習の受講が定められました。

『本研修はリスクアセスメント対象物を取り扱う事業場など、製造する事業場以外の事業場で選任される化学物質管理者を対象とする研修です。事業者が、自律的な化学物質管理を任せることができるよう、必要な知識と実務能力を習得していただくための研修です。』

修了者には修了証が交付されます。

- 1 受講資格：特になし
- 2 受講定員：80名
- 3 日程・会場：当連合会令和5年度技能講習等開催予定表をご覧ください。
- 4 申込方法：当連合会HPの講習申込サイトをご覧くださいの上、要領に従ってお申し込みください。
- 5 受講料：14,300円(税込) テキスト代未定
- 6 カリキュラム
化学物質の危険性及び有害性並びに表示(1.5時間)
化学物質の危険性または有害性等の調査(2.0時間)
化学物質の危険性または有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等(1.5時間)
化学物質を原因とする災害発生時の対応(0.5時間)
関係法令(0.5時間)

労働安全衛生規則等の改正により令和6年4月から、化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させるときは、「保護具着用管理責任者」の選任が必要になりました。

同責任者は、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」として、労働衛生コンサルタントや第一種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、各作業主任者等の方から選任していただくほか、これら資格者等から選任できないという場合には、通達で定めるカリキュラムによった「保護具着用管理責任者教育」を修了した方から選任しなければならないこととされています。

また、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」として、同責任者に選任される方についても、同教育を受講していただくことが望ましいとされました。

本研修は、この「保護具着用管理責任者」を養成するための研修です。

修了者には、修了証が交付されます。

- 1 受講資格：特になし
- 2 受講定員：80 名
- 3 日程・会場：当連合会令和 5 年度技能講習等開催予定表をご覧ください。
- 4 申込方法：当連合会 HP の講習申込サイトをご覧くださいの上、要領に従ってお申し込みください。
- 5 受講料：12,100 円（税込） テキスト代未定
- 6 カリキュラム
保護具着用管理（0.5 時間）、保護具に関する知識（3.0 時間）
労働災害防止に関する知識（1.0 時間）、関係法令（0.5 時間）
保護具の使用方法等に関する実技（1.0 時間）

とちぎ労基連トピックス^⑩

「マスクフィットテスト実施者養成研修（基本教育）」開催のお知らせ

（一社）栃木県労働基準協会連合会

『マスクフィットテスト実施者養成研修【基本教育】』を、下記により実施することといたしました。

令和 5 年 4 月 1 日より、改正特定化学物質障害予防規則第 38 条の 21 第 7 項に基づき、金属アーク溶接等溶接作業を継続して行う屋内作業場で、面体を有する呼吸用保護具を使用させるときには、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、定量的フィットテスト又はこれと同等以上の方法により、漏れ込みのないよう労働者が適切にマスクを装着できているか確認することが義務付けられました。

本研修は、厚生労働省が公表した「フィットテスト実施者に対する教育実施要領」に基づき、マスクフィットテスト実施者を養成するものです。

是非、この機会に事業場のマスクフィットテスト実施（又は予定）者の方を受講させていただきますよう、ご案内申し上げます。

- 1 受講資格：特になし（但し、特定化学物質等作業主任者、保護具着用管理責任者、作業環境測定士、産業保健スタッフ等労働衛生に関する知識及び経験を有する者が望ましい）
- 2 受講定員：20 名
- 3 日程・会場：当連合会令和 5 年度技能講習等開催予定表をご覧ください。
- 4 申込方法：当連合会 HP の講習申込サイトをご覧くださいの上、要領に従ってお申込ください。
- 5 受講料：28,600 円（税込） テキスト代 1,100 円（税込）
- 6 カリキュラム
【講義】フィットテストに関する知識及びテスト方法に関する知識（1.5 時間）
【実技】フィットテストの準備方法及びテストの実施方法（3.5 時間）

地区労働基準協会情報

(一社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

- ① 3月7日(火) 職長等能力向上教育
栃木県護国国会館
- ② 3月23日(木) 令和4年度第3回理事会
宇都宮市文化会館
- ③ 4月21日(金) 令和5年度第1回理事会
宇都宮市文化会館
- ④ 4月18日(火) 雇入れ時教育 栃木県護国国会館
- ⑤ 5月19日(金) 令和5年度通常総会
宇都宮市青年会館コンセーレ
- ⑥ 5月11日(木) 12日(金) 第1回職長教育
栃木県護国国会館

(一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

- ① 3月1日(水)
マスクフィットテスト実施者養成研修【基本教育】
キョクトウ蔵の街楽習館
- ② 4月14日(金) 第1回理事会 小山グランドホテル
- ③ 4月20日(木) 雇入れ時教育 栃木商工会議所
- ④ 4月27日(木) 雇入れ時教育② 栃木商工会議所
- ⑤ 5月12日(金) 通常総会 サンプラザ
- ⑥ 5月16日(火) ~17日(水) 安全管理者選任時研修
栃木商工会議所

(一社) 鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

- ① 3月16日(木) 総務部会 鹿沼市職業訓練センター
- ② 3月23日(木) 理事会 鹿沼市職業訓練センター
- ③ 4月14日(金) 雇入れ時等特別教育
ボイラ・クレーン安全協会栃木事務所
- ④ 4月18日(火) 総務部会 鹿沼市職業訓練センター
- ⑤ 4月27日(木) 理事会 鹿沼市職業訓練センター
- ⑥ 5月12日(金) 通常総会 (株)福田屋百貨店鹿沼店

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

- ① 3月1日(水) 会員事業場調査票発信
- ② 3月8日(水) ~10日(金)
伐木等の業務特別教育(林災防主催)
林業センター・ホール
- ③ 3月15日(水) 専門部合同会議(通常総会準備会議)
日光市大沢公民館会議室
- ④ 4月7日(金) 協会会計監査 協会事務所
- ⑤ 4月18日(火) 刈払機取扱作業安全衛生教育
日光商工会議所日光事務所
- ⑥ 4月19日(水) 正副会長・専門部長合同会議
日光市民活動支援センター
- ⑦ 4月26日(水) 日光地区THP推進協議会理事会・総会
日光市民活動支援センター
- ⑧ 5月19日(金) 協会理事会・通常総会
日光市大沢公民館会議室
- ⑨ 5月31日(水) 職長能力向上教育
日光市日光公民館視聴覚室
- ⑩ 5月下旬
日光労働基準監督署主催労働災害防止団体連絡会議
会場未定

(一社) 足利労働基準協会 (0284-73-6660)

- ① 3月2日(木)
健康づくり実践教室 足利地区THP推進協議会
足利市民プラザ
- ② 3月12日(日) クレーン取扱業務等特別教育
オグラ金属(株)
- ③ 3月22日(水) 企業訪問リスクアセスメント研修
まるほ食品(株)
- ④ 3月23日(木) 第3回役員会・理事会
足利市民プラザ
- ⑤ 4月8日(土)・9日(日)・15日(土)・16日(日)
フォークリフト運転技能講習 わたらせ技能講習センタ
- ⑥ 4月21日(金) 雇入れ時安全衛生教育
足利市民プラザ
- ⑦ 4月25日(火) 第1回役員会・理事会
足利市民プラザ
- ⑧ 5月13日(土) ~14日(日)・21日(日)
玉掛け技能講習会 わたらせ技能講習センタ
- ⑨ 5月25日(木) 令和5年度通常総会
ニューミヤコホテル本館

(一社) 佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

- ① 3月1日(水) 粉じん作業特別教育
佐野市勤労者会館
- ② 3月10日(金) 正副会長会議 仙水閣
- ③ 3月12日(日) クレーン特別教育(足利協会共催)
オグラ金属(株)
- ④ 3月16日(木) 第3回理事会 仙水閣
- ⑤ 4月14日(金) 監査会・理事会 仙水閣
- ⑥ 4月25日(火) 雇入れ時安全衛生教育
佐野市勤労者会館
- ⑦ 5月10日(水) 令和5年度通常総会
ホテルサンルート佐野
- ⑧ 5月12日(金) 労働災害防止団体等連絡会議
- ⑨ 5月17日(水)・18日(木) 安全管理者選任時研修
佐野市勤労者会館

(一社) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- ① 3月9日(木) 理事会
TOKOTOKOおたわら
- ② 4月予定 会計監査
- ③ 4月予定 雇入れ時等教育
- ④ 5月予定 理事会
- ⑤ 5月予定 産業安全部会
- ⑥ 5月予定 安全管理者等研修
- ⑦ 5月予定 通常総会

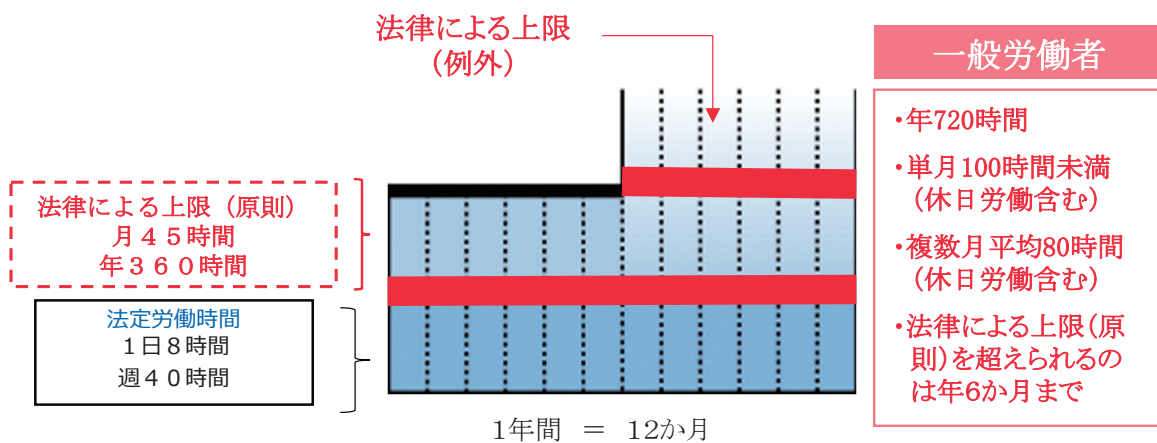
(一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

- ① 3月10日(金) 化学物質管理の法令改正説明会
真岡市青年女性会館
- ② 3月22日(水) 令和4年度第3回理事会
真岡市青年女性会館
- ③ 4月 事業及び会計監査 協会事務所
- ④ 4月14日(金) 専門部合同会議 真岡市公民館
- ⑤ 4月18日(火) 雇入れ時等の安全衛生教育
真岡市公民館
- ⑥ 4月19日(水) 令和5年度第1回理事会
真岡市青年女性会館
- ⑦ 5月15日(月) 真岡地区THP推進協議会理事会、定期総会
フォーシーズン静風
- ⑧ 5月15日(月) 基準協会定時総会、第2回理事会
フォーシーズン静風

時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務の上限規制

～令和6年4月以降適用が変わります～

- ▷時間外労働の上限規制は、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度
- ▷自動車運転の業務、建設事業、医師等は適用猶予・除外業務（事業）とされ、改正法施行後5年間（令和6年3月まで）は上記一般則の適用はない。



令和6年4月からの適用猶予事業・業務の上限

	月				年	
	限度時間 (原則)	45時間超は 6月まで	単月上限 (*)	複数平均 上限(*)	限度時間 (原則)	上限
一般労働者	45	適用あり	100	80	360	720
建設事業	45	適用あり	100	80(*1)	360	720
自動車運転の業務	45	-	-	-	360	960
医師	45	-	100(注2)	-	360	960(*)(*3) 1860(*)(*4)
新技術・新商品等の研究開発業務	-	-	-	-	-	-

※ 休日労働も含む。

注1: 災害の復旧・復興の事業は、単月上限100時間・複数月平均上限80時間の規制は適用されない。

注2: 時間外・休日労働が月100時間以上となることを見込まれる者は、36協定に面接指導を行うこと等を定めることが必要。

注3: 医業に従事する一般の医師にかかる基準(A水準)。休日労働を含む。

注4: B水準、連携B水準、C水準の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師にかかる基準。休日労働を含む。
面接指導、労働時間が特に長時間である場合の労働時間短縮措置、勤務間インターバルの確保等を36協定に定めることが必要。

詳細については、監督課（028-634-9115）又は労働基準監督署にお問い合わせください